

## 議案第1号

令和7年4月27日執行真岡市長選挙における選挙の効力に関する審査申立ての裁決について

令和7年4月27日執行の真岡市長選挙における選挙の効力に関し、栃木県真岡市熊倉町5101番地4 佐々木重信 から提起された審査の申立てについては、次のとおり裁決する。

令和7(2025)年7月16日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

別紙のとおり

# 裁 決 書

栃木県真岡市熊倉町 5101 番地 4

審査申立人 佐々木 重信

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和 7 年 6 月 5 日に提起された令和 7 年 4 月 27 日執行の真岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、栃木県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを却下する。

## 審査の申立ての趣旨及び理由

### 1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、真岡市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が令和 7 年 5 月 26 日付けでした上記異議の申出を却下する決定（以下「原決定」という。）を不服として、当委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、本件選挙を無効とする裁決を求めて審査を申し立てたものである。

### 2 審査の申立ての理由

理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 立候補届出受付の際に、くじ引きが不公平な方法で行われ、本件選挙における当選人中村和彦（以下「当選人」という。）に 1 番くじを引かせた。
- (2) 選挙期間前に当選人の名を連呼する自動車による違法な選挙運動が行われ、市委員会及び真岡警察署がこれに対する注意警告を怠ったため選挙結果に影響を与えた。
- (3) 投票用紙に筆跡が同じものが多数含まれていることが疑われている。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとしてこれを受理した。まずは、申立人の市委員会に対する異議の申出が、公職選挙法（以下「法」という。）の定める提出期間内に適法に提出

されたか否かについて調査を行うこととし、そのことについて市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。また、市委員会が保管している関連資料の提出を求め、当該異議申出の提出に至る一連の事実関係について調査、確認をした。

## 1 審査申立てから審理に至る経緯等

- (1) 申立人は本件選挙の効力に関する令和7年5月12日付けの異議申出書をファクシミリにより市委員会宛て送信し、市委員会は令和7年5月12日16時19分に受信した。ファクシミリにより送信されたものと同内容の文書は、同月13日付けの消印のある封書により、同月15日に市委員会に到達した。
- (2) 市委員会は、同月26日に、本件申出が法の定める提出期間内に提出されていないことから、不適法として却下することを決定した。
- (3) 申立人は、市委員会の決定を不服として当委員会に審査を申し立て、当委員会は同年6月5日に当該審査申立書を受領した。なお、当該文書中に軽微な誤記が認められるものの、当委員会は申立そのものの効力に影響はないと判断し、補正は命じていない。
- (4) 当委員会は、申立人が本件選挙を無効と主張する3点の内容審理に入る前に、市委員会への異議の申出が法で定める提出期間内に適法に提出されたか否かを判断する必要があることから、同月18日に市委員会に対して、当該異議申出書の提出にかかる弁明書の提出及び市委員会が保有する関連資料の提出を求めた。
- (5) 同月27日に市委員会から弁明書が提出されたことから、同月30日に当該弁明書副本を申立人に送付し反論の機会を与え、同年7月8日に反論書が提出された。また、反論書の補足資料が同月9日に提出された。
- (6) 当委員会は、市委員会から提出された弁明書及び関連資料、申立人から提出された反論書等の内容を精査し、当該異議の申出の適法性について検討した。

## 2 市委員会への異議の申出が法定の提出期間内に提出された適法なものか否かの判断

### (1) 本件選挙にかかる異議の申出の提出期限

異議の申出は、法第202条第1項の規定により、本件選挙の日から14日以内に行うことができることとされている。また、異議の申出の期限については、法第270条の3ただし書により、国又は地方公共団体の行政庁に対する行為についての期限の一般原則に従い、その日が休日に当たるときはその翌日に繰り延べることとされている。本件選挙の期日は4月27日であることから、異議の申出ができる期間は5月11日までとなるが、同日は日曜日であるため、翌日の12日が提出期限となる。

### (2) 申立人の市委員会への異議の申出の提出及び到達日

市委員会から提出された弁明書及び関連資料によると、申立人の市委員会への異議の申出は、「5月12日に真岡市役所内に設置されたファクシミリにより受信していること」及び「5月13日付けの消印の封書により、ファクシミリと同内容の文書が郵送され、5月15日に真岡市役所内の市委員会に到達していること」が確認できる。なお、申立人は反論書におい

て、「異議申出書をファクシミリにより5月12日に送信し、その後書面を郵送した」旨を認めており、これらの事実関係について争いはない。

(1)に記載のとおり、提出期限は5月12日であるので、5月13日付けの消印で5月15日に市委員会に到達した封書が提出期限を徒過していることは明らかである。そこで、5月12日にファクシミリにより受信した異議の申出を適法と認めるかどうかを判断する。

### (3) ファクシミリによる異議の申出の適法性の判断

法第202条は「文書で異議を申し出ることができる。」と規定しており、口頭やファクシミリによる申出の可否又は方法についての明文の規定はない。

この点について、行政庁の処分に対する不服申立の一般法である行政不服審査法第20条には「口頭で審査請求をする場合には、前条第2項から第5項までに規定する事項を陳述しなければならない。」との規定がおかれている。また、行政訴訟は民事訴訟の一類型とされているところ、民事訴訟規則第1条には「申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる。」との規定が置かれている。加えて、民事訴訟規則第3条には「裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。」との規定が置かれているが、「その提出により訴訟手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面」はファクシミリによる提出が認められていない。

法がこれらの規定を準用していないことを勘案すれば、法においてはそもそも口頭やファクシミリによる申出を認めておらず、文書による提出を前提としていると解することが相当である。

申立人は、反論書において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項を根拠に、市委員会が提出期限内にファクシミリにより受信した異議の申出は適法である旨を主張するが、同法第6条第1項の申請等に認められる電子情報処理組織として同施行規則第3条が定めている電子情報処理組織は「行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」とされ、オンライン接続やメール送受信が想定されており、ファクシミリはその対象とはなっていない。さらに、同施行規則第4条では「情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。」とされているところ、市委員会はこれに係る定めをしていないから、これらの規定が適用になる余地はない。

また、申立人は、法務省行政文書取扱規則や法第49条第7項から、ファクシミリを活用して送信する方法は文書の送付であることを主張している。この点、真岡市文書取扱規程第1条において定められている文書にはファクシミリも含まれると考えられるが、同規程は真岡市役所内部における能率的な事務処理と処理後の適正な文書の保管及び保存を目的としたもの（同規程第2条）に過ぎないから、そのことをもって法第202条に定める文書にファクシミリが含

まれるとの根拠とはなりえず、ファクシミリを文書として認めるか否かについては、個別の法律により判断されるべきである。法において、ファクシミリによる異議の申出が適法な申出であるかについての当委員会の判断は前述のとおりである。

### 3 結論

以上のことから、市委員会が申立人の異議の申出が法の定める提出期間を徒過していることをもって不適法として却下した原決定は妥当なものであり、提出期間の徒過は補正することができないことが明らかである。したがって、法第 216 条第 2 項で準用する行政不服審査法第 24 条第 2 項の規定に基づき審査の申立てを却下する。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和 7 (2025)年 7 月 日

栃木県選挙管理委員会  
委員長 金田 尊男

### 教 示

法第 203 条の規定により、この裁決に不服がある者は、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

## 第 1 表

令和 7 年 7 月 2 0 日 執行 参議院 議員 通常 選挙 ( 栃木 県 選出 議員 選挙 )

## 期 日 前 投 票 者 数 ( 国 内 )

( 令和 7 ( 2025 ) 年 7 月 13 日 現在 )

市 町 名	選挙時登録者数 (人) A	期日前投票者数 (人) B	前回同期実績数 (人) C	前回同期比 (%) B/C×100	前回最終実績数 (人) D	前回比 (%) B/D×100	期日前投票率 (%) B/A×100
宇 都 宮 市	429,860	21,851	19,299	113.22%	68,242	32.02%	5.08%
足 利 市	117,270	7,062	4,134	170.83%	15,714	44.94%	6.02%
栃 木 市	128,438	12,682	8,335	152.15%	22,735	55.78%	9.87%
佐 野 市	95,032	8,617	5,746	149.97%	15,908	54.17%	9.07%
鹿 沼 市	78,705	7,364	5,211	141.32%	13,454	54.73%	9.36%
日 光 市	65,005	7,494	5,794	129.34%	13,198	56.78%	11.53%
小 山 市	136,201	9,185	5,207	176.40%	17,829	51.52%	6.74%
真 岡 市	63,176	7,011	5,308	132.08%	12,241	57.27%	11.10%
大 田 原 市	57,744	6,387	3,847	166.03%	9,722	65.70%	11.06%
矢 板 市	26,043	3,113	2,172	143.32%	5,147	60.48%	11.95%
那 須 塩 原 市	97,009	11,853	8,858	133.81%	19,709	60.14%	12.22%
さ くら 市	36,287	4,148	3,188	130.11%	7,303	56.80%	11.43%
那 須 烏 山 市	20,597	3,737	2,645	141.29%	6,139	60.87%	18.14%
下 野 市	50,189	4,888	2,277	214.67%	7,985	61.21%	9.74%
上 三 川 町	25,601	2,687	2,470	108.79%	4,875	55.12%	10.50%
益 子 町	18,341	2,385	1,946	122.56%	4,882	48.85%	13.00%
茂 木 町	10,190	1,443	549	262.84%	3,010	47.94%	14.16%
市 貝 町	9,449	1,103	985	111.98%	2,484	44.40%	11.67%
芳 賀 町	12,864	1,410	1,004	140.44%	2,649	53.23%	10.96%
壬 生 町	32,291	4,355	3,170	137.38%	6,802	64.03%	13.49%
野 木 町	21,202	2,095	1,322	158.47%	3,484	60.13%	9.88%
塩 谷 町	8,707	828	559	148.12%	1,450	57.10%	9.51%
高 根 沢 町	24,490	3,192	2,076	153.76%	4,610	69.24%	13.03%
那 須 町	20,848	3,039	2,384	127.47%	5,321	57.11%	14.58%
那 珂 川 町	12,565	1,728	1,129	153.06%	2,806	61.58%	13.75%
市 計	1,401,556	115,392	82,021	140.69%	235,326	49.03%	8.23%
町 計	196,548	24,265	17,594	137.92%	42,373	57.27%	12.35%
県 計	1,598,104	139,657	99,615	140.20%	277,699	50.29%	8.74%

注 1 選挙時登録者数[A]とは、令和 7 年 7 月 2 日の選挙時登録時の選挙人名簿登録者数です。

注 2 期日前投票者数[B]は、公示日の翌日(7月4日)から公表日の前日(7月13日)まで10日間の累計です。

注 3 前回実績数[C及びD]とは、令和 4 年 7 月 10 日 執行 参議院 議員 通常 選挙 ( 栃木 県 選出 議員 選挙 ) における期日前投票者数で、前回同期実績数[C]は、公示日の翌日から11日間の累計です。

令和7年7月20日執行参議院議員通常選挙（栃木県選出議員選挙）

## 期日前投票者数（在外）

（令和7（2025）年7月13日現在）

市町名	在外選挙人 登録者数 (人) E	期日前投票者数 (在外のみ) (人) F	前回同期実績数 (在外のみ) (人) G	前回同期比 (%) F/G×100	前回最終実績数 (在外のみ) (人) H	前回比 (%) F/H×100	期日前投票率 (在外のみ) (%) F/E×100
宇都宮市	319	4	0	皆増	2	200.00%	1.25%
足利市	71	1	0	皆増	2	50.00%	1.41%
栃木市	49	0	0	-	0	-	-
佐野市	45	0	0	-	0	-	-
鹿沼市	48	0	0	-	0	-	-
日光市	43	0	0	-	0	-	-
小山市	64	0	1	-	2	皆減	-
真岡市	42	0	0	-	0	-	-
大田原市	28	1	0	皆増	0	皆増	3.57%
矢板市	12	0	0	-	0	-	-
那須塩原市	55	0	0	-	0	-	-
さくら市	11	0	0	-	0	-	-
那須烏山市	12	0	0	-	0	-	-
下野市	29	0	0	-	1	皆減	-
上三川町	11	0	0	-	1	皆減	-
益子町	12	0	0	-	0	-	-
茂木町	6	0	0	-	0	-	-
市貝町	6	0	0	-	0	-	-
芳賀町	1	0	0	-	0	-	-
壬生町	10	0	0	-	0	-	-
野木町	12	1	0	皆増	0	皆増	8.33%
塩谷町	6	0	0	-	0	-	-
高根沢町	36	0	0	-	0	-	-
那須町	16	0	0	-	0	-	-
那珂川町	6	0	0	-	0	-	-
市計	828	6	1	600.00%	7	85.71%	0.72%
町計	122	1	0	皆増	1	100.00%	0.82%
県計	950	7	1	700.00%	8	87.50%	0.74%

注1 在外選挙人登録者数[E]とは、令和7年7月2日現在の在外選挙人名簿登録者数です。

注2 期日前投票者数（在外のみ）[F]は、公示日の翌日（7月4日）から公表日の前日（7月13日）まで10日間の在外選挙人の期日前投票者数の累計です。

注3 前回実績（在外のみ）[G及びH]は、令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙（栃木県選出議員選挙）における在外選挙人の期日前投票者数で、前回同期実績数（在外のみ）[G]は、公示日の翌日から11日間の累計です。

令和7年7月20日執行参議院議員通常選挙（栃木県選出議員選挙）

## 期日前投票者数（国内＋在外）

（令和7（2025）年7月13日現在）

市町名	選挙時登録者数 （在外含む） （人） I	期日前投票者数 （在外含む） （人） J	前回同期実績数 （在外含む） （人） K	前回同期比 （%） J/K×100	前回最終実績数 （在外含む） （人） L	前回比 （%） J/L×100	期日前投票率 （在外含む） （%） J/I×100
宇都宮市	430,179	21,855	19,299	113.24%	68,244	32.02%	5.08%
足利市	117,341	7,063	4,134	170.85%	15,716	44.94%	6.02%
栃木市	128,487	12,682	8,335	152.15%	22,735	55.78%	9.87%
佐野市	95,077	8,617	5,746	149.97%	15,908	54.17%	9.06%
鹿沼市	78,753	7,364	5,211	141.32%	13,454	54.73%	9.35%
日光市	65,048	7,494	5,794	129.34%	13,198	56.78%	11.52%
小山市	136,265	9,185	5,208	176.36%	17,831	51.51%	6.74%
真岡市	63,218	7,011	5,308	132.08%	12,241	57.27%	11.09%
大田原市	57,772	6,388	3,847	166.05%	9,722	65.71%	11.06%
矢板市	26,055	3,113	2,172	143.32%	5,147	60.48%	11.95%
那須塩原市	97,064	11,853	8,858	133.81%	19,709	60.14%	12.21%
さくら市	36,298	4,148	3,188	130.11%	7,303	56.80%	11.43%
那須烏山市	20,609	3,737	2,645	141.29%	6,139	60.87%	18.13%
下野市	50,218	4,888	2,277	214.67%	7,986	61.21%	9.73%
上三川町	25,612	2,687	2,470	108.79%	4,876	55.11%	10.49%
益子町	18,353	2,385	1,946	122.56%	4,882	48.85%	13.00%
茂木町	10,196	1,443	549	262.84%	3,010	47.94%	14.15%
市貝町	9,455	1,103	985	111.98%	2,484	44.40%	11.67%
芳賀町	12,865	1,410	1,004	140.44%	2,649	53.23%	10.96%
壬生町	32,301	4,355	3,170	137.38%	6,802	64.03%	13.48%
野木町	21,214	2,096	1,322	158.55%	3,484	60.16%	9.88%
塩谷町	8,713	828	559	148.12%	1,450	57.10%	9.50%
高根沢町	24,526	3,192	2,076	153.76%	4,610	69.24%	13.01%
那須町	20,864	3,039	2,384	127.47%	5,321	57.11%	14.57%
那珂川町	12,571	1,728	1,129	153.06%	2,806	61.58%	13.75%
市計	1,402,384	115,398	82,022	140.69%	235,333	49.04%	8.23%
町計	196,670	24,266	17,594	137.92%	42,374	57.27%	12.34%
県計	1,599,054	139,664	99,616	140.20%	277,707	50.29%	8.73%

注1 選挙時登録者数（在外含む）[I]とは、令和7年7月2日の選挙時登録時の選挙人名簿登録者数と在外選挙人名簿登録者数の合計です。

注2 期日前投票者数（在外含む）[J]は、公示日の翌日（7月4日）から公表日の前日（7月13日）まで10日間の累計で、在外選挙人の期日前投票者数を含みます。

注3 前回実績（在外含む）[K及びL]は、令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙（栃木県選出議員選挙）における期日前投票者数で在外選挙人の期日前投票者数を含み、前回同期実績数（在外含む）[K]は、公示日の翌日から11日間の累計です。